

六	自動車登録番号標の交付の申請書（第四号及び前号の申請と同時に申請する場合に限る。）	
七	変更登録又は更正の登録の申請書（諸元欄事項に変更がある場合に限る。）	第二号様式
八	抹消登録の申請書	第三号様式
九	自動車登録番号標の交付の申請書（第二号及び第六号に掲げる場合を除く。）	
十	登録事項等証明書（自動車一両ごとに作成するものに限る。）の交付の請求書	
十一	登録事項等証明書（三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るものに限る。）の交付の請求書	第四号様式
十二	抵当権の登録の申請書	第五号様式
十三	登録の嘱託書	第六号様式

第二条第二項の表を次のように改める。

一	新規検査、予備検査（検査対象軽自動車に係るものを除く。以下同じ。）又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請書（次号に掲げる場合を除く。）	第一号様式及び第二号様式
二	新規検査、予備検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請書（次号に掲げる場合に限る。）	第一号様式
イ	法第七十五条第一項の規定により型式について指定を受けた自動車であつて、諸元欄事項に変更のないものについて申請を行う場合	
ロ	法第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車（抹消登録を受けた日から五年間経過したものを除く。）又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた自動車（自動車検査証返納証明書の交付を受けた日から五年間経過したものを除く。）であつて、諸元欄事項に変更のないものについて申請を行う場合	
三	自動車検査証又は自動車予備検査証（検査対象軽自動車に係るものを除く。以下同じ。）の記入の申請書（次号及び第六号に掲げる場合を除く。）	
四	自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（諸元欄事項に変更がある場合に限る。）	第二号様式
五	継続検査又は臨時検査の申請書	第三号様式
六	自動車検査証の記入の申請書（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。）第三十五条の三第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	
七	自動車検査証返納証明書の交付の申請書	
八	自動車検査証、自動車予備検査証、限定自動車検査証又は検査標章の再交付の申請書	
九	新規検査（次に掲げる事項のみを記載する場合に限る。）又は自動車検査証の記入の申請書（次に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	第七号様式

イ	掘削、除雪その他の作業の用に供する附属装置を取り付けた自動車にあつては、長さ、幅及び高さ、乗車定員又は最大積載量、車両重量並びに当該附属装置の名称	
ロ	タンク自動車（爆発性液体、高圧ガスその他の物品を運送するため、車台にタンク又はガス容器を固定した自動車をいう。）にあつては、最大積載容積、積載物品名及び当該物品の比重又は定数	
ハ	施行規則第三十五条の三第二十二号に掲げる事項	
十	新規検査（施行規則第三十五条の三第十五号に掲げる事項のみを記載する場合に限る。）又は自動車検査証の記入の申請書（同号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	第八号様式

第二条第三項の表を次のように改める。

一	変更登録の申請と自動車検査証の記入の申請を同時に行う場合の申請書（当該申請に係る自動車の所有者と使用者が同一の場合であつて、所有者の住所又は使用の本拠の位置のみの変更に係るものに限る。）	専用第一号様式
二	移動登録の申請と自動車検査証の記入の申請（施行規則第三十五条の三第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）を同時に行う場合の申請書	専用第二号様式

第二条第四項中「専用第四号様式」を「専用第三号様式」に改める。

第二条第五項の表を次のように改める。

一	自動車検査証の記入の申請書（当該申請に係る自動車の所有者と使用者が同一の場合であつて、所有者の住所又は使用の本拠の位置のみの変更に係るものに限る。）	専用第一号様式
二	自動車検査証の記入の申請書（施行規則第三十五条の三第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	専用第二号様式
三	自動車検査証返納証明書の交付の申請書	専用第三号様式
四	継続検査の申請書	専用第四号様式

第二条第六項中、「第二号様式、第五号様式、専用第一号様式及び専用第三号様式」を「及び専用第二号様式」に改め、並びに第六号様式の嘱託書」を削り、「次の表の上欄に掲げるもの」を「氏名若しくは名称又は住所に係るもの」に、「同表の下欄に掲げる様式」を「第九号様式」に改め、同項の表を削る。

第二条第七項を次のように改める。

7 前各項に規定する申請書及び嘱託書に記載すべき事項で当該申請書又は嘱託書だけでは記載することができないときは、その記載することができない部分は、第十号様式の追加用紙に記載するものとする。

第三条の表中「第十号様式」を「第十一号様式」に、「第十一号様式」を「第十二号様式」に、「第十二号様式」を「第十三号様式」に、「第十三号様式」を「第十四号様式」に、「第十四号様式」を「第十五号様式」に、「第十五号様式」を「第十六号様式」に、「第十六号様式」を「第十七号様式」に、「第十七号様式」を「第十八号様式」に、「第十八号様式」を「第十九号様式」に改め、同表七の項の次に次のように加える。	
八 検査対象軽自動車以外の自動車に係る検査標章	第二十号様式

第六条第一項中「第二号様式」を「第一号様式」に改める。